

現地調査報告

岩手県宮古市、岩手県洋野町、静岡県浜松市、
三重県紀北町、高知県須崎市

平成24年1月30日

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動の
あり方等に関する検討会」ワーキングチーム会議（第2回）

<現地調査報告 1> 岩手県宮古市 ~15分ルールについて~

1 15分ルールとは

震災時に消防団活動（水門・陸閘の閉鎖及び避難誘導）に従事することができる発災からの活動可能時間を15分とした取り決め。

※一番遠い活動場所(水門)から高台までの避難に4分30秒の時間を要することから、発災から津波の到達（予想）までの時間である20分から避難時間である5分（4分30秒+余裕時間30秒）を引いた15分間を活動可能時間とした。

【活動可能時間＝津波到達予想時刻－活動場所から避難所までの最長移動時間】



2 問題意識

- ・分団長に就任した際に、団員を安全に家族の元に返すんだと強く決意した。
- ・田老地区では、地震発生後20分で津波が到達すると大学教授から聞いた。
- ・津波シミュレーションで、田老の堤防を越えてくる映像を見た。
- ・団員は使命感や責任感が強く頑張りすぎるため、活動ルールを作らないといけないと考えた。

3 具体的な取り組み

(1) ルールの策定

- ・活動内容の把握
- ・避難場所、避難ルートの設定
- ・活動場所からの避難時間の計測

(2) ルールの徹底

- ・団員への15分ルールの周知徹底
- ・訓練の実施
- ・避難時間の計測

(3) 地域への説明

消防団は、発災後15分間活動し避難することを自治会に対して説明を実施。当初は、消防団が地域を守ってくれると住民が思っていたせいか大変驚かれたが、分団員25名で約160世帯約400名を担当しているため、活動に限界があることを粘り強く説明し



た。地域の理解を得るのに3年かかった。

(4) その他

- ・分団幹部には、地震が発生すればすぐに時計を見る癖をつけるように指示していた。
- ・震災時は、携帯電話が使えないことも想定していたため、情報伝達用にハンドマイクを準備していた。

4 東日本大震災時における活動

東日本大震災では、22名が水門・陸閘閉鎖と避難誘導の活動を実施し、うち17名が水門・陸閘の閉鎖業務に従事した。15分ルールによって、分団から1人の犠牲者も出さずに活動することができた。

水門の一部が故障により閉鎖できなかったが、15分で閉鎖活動を断念し、避難した。

5 課題

- ・発災後15分以降に、その後は個人としての活動として住民の避難誘導等にたった団員がいた。
- ・活動時間に限りがあるため、避難誘導の活動が十分といえない面もあった。
- ・避難時間は、一番遠い水門からの避難時間であり、水門・陸閘の閉鎖活動のみ時間設定であるが、避難誘導を担当した担当も同じ時間で活動を終了している。
- ・地震発生後、すぐに時計を見る癖をつけるように指示していたが、できていなかった団員もいた。
- ・慌てていたことにより、準備していたハンドマイクを使用せずに活動していた。

6 今後の取り組み

- ・津波到達後も消防団として重要な活動があるため、15分ルールを更に徹底していく。
- ・ルールの厳守及びハンドマイク等の準備していた装備を有効に活用するため、継続的な訓練を実施する。
- ・団員全員に地震が発生すればすぐに時計を見る癖をつけるように徹底する。
- ・28分団のみのルールであるが、沿岸部を管轄する全分団にルールの策定を予定している。

7 その他

東日本大震災の8日前(3/3)に実施した津波避難訓練に参加した住民は、今回の震災では助かっている。

8 所見

- 活動可能時間を設定することは、安全管理上、重要なことである。
- 津波到達予想時刻から活動時間を設定するため、地域の実情に応じた活動時間の設定が可能のため、有効な活動を実施することができる。
- 水門・陸閘の閉鎖活動が中心となっていることから、陸閘の常時閉鎖等を導入することによって、避難誘導活動の充実が可能である。

＜現地調査報告 2＞ 岩手県洋野町の取り組み

1. 経緯

洋野（ひろの）町はこれまでも数々の津波被害を受けてきた（明治 29 年（1896 年）及び昭和 8 年（1933 年）の三陸大津波による被害が特に甚大）。それらの経験をもとに、県及び町では、防潮堤や水門建設等のハード対策、防災訓練や津波防災マップ配付等のソフト対策など、津波防災対策を進めてきている。

しかし、海岸保全施設の整備水準（計画津波高さ）のほとんどは明治三陸大津波の想定によっており、2033 年までに 99% の確率で発生すると予想されている M7.5 程度の地震が発生した場合には、整備水準を超える規模の津波が押し寄せることが危惧されていたことから、改めて官民一体となったハード、ソフト両面の対策の検証を行うこととした。

2. 具体的な取り組み

(1) 消防団、住民、自主防災組織、常備消防及び町等が一体となって避難計画を策定

平成 16 年に県が津波浸水予測図を作成したことを踏まえ、その翌年「地域の安全・安心促進基本計画（津波）－岩手県九戸郡種市町－」を策定した（図 1）。

具体的には、町内の各地区ごとに、消防団、自治会、海岸利用者、学識経験者、施設管理者等による地域懇談会や作業部会を開催（図 2）し、その中で、住民、自主防災組織、常備消防及び町などが図上訓練及び現地確認を行い（図 3、図 4）、津波襲来時の避難における防災面での問題点について抽出・検討し、各地区の図面上に書き込みを行い、災害時に活用しやすいオリジナルの防災マップを作成した（図 5、図 6）。



図 1 地域の安全・安心促進基本計画



図 2 地域懇談会



図 3 図上訓練



図 4 現地確認



図5 問題点の抽出・検討

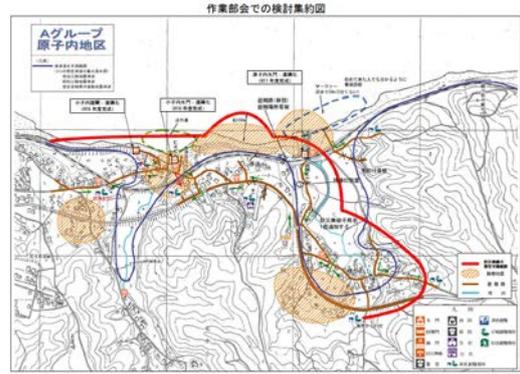


図6 防災マップ

種市、八木及び原子内の3地区は避難場所表示板、避難場所誘導標識、避難階段を整備し、町民が容易に避難できるようにした(図7)。また、町内の沿岸部には、自主防災組織が至る所に海拔表示板を作成・設置し、住民はもとより観光者でも、いつでも自分の居場所の海拔高さを認識できるようにしている(図8)。



図7 避難場所表示板



図8 海拔表示板

(2) 消防団員の水門等閉鎖に要する時間を短縮

2010年2月に発生したチリ地震により、最大1.2mの津波が記録されたことを踏まえ、町では、消防団員が安全・確実に水門を閉めることができるよう、「一部一門制」とした。

具体的には、管内の水門等26門について、地区住民や漁業関係者を交え、開門の必要度を徹底的に検証し、必要度の低い水門11門を原則として常時閉鎖とし、大規模な3門を種市分署(津波防災ステーション)からの遠隔操作(監視カメラ付き)とした(表1、図9)。

この結果、緊急時に消防団が閉鎖を行う水門等は12門に絞られ、各部が担当する門の閉鎖に要する時間は、それまで最大約30分だったものが12分へと大幅に短縮された。この12分という時間は、その後に発生した東日本大震災の際にも、ほぼ同様であったことが確認されている。

表1 地区ごとの水門等の閉鎖区分

	原子内地区	小子内地区	八木地区	種市地区	川尻・平内地区	角浜地区	門数
常時閉鎖	0	0	0	7	4	0	11 か所
遠隔操作	1	1	0	0	1	0	3 か所
消防団担当	0	1	1	8	1	1	12 か所
合計	1	2	1	15	6	1	26 か所

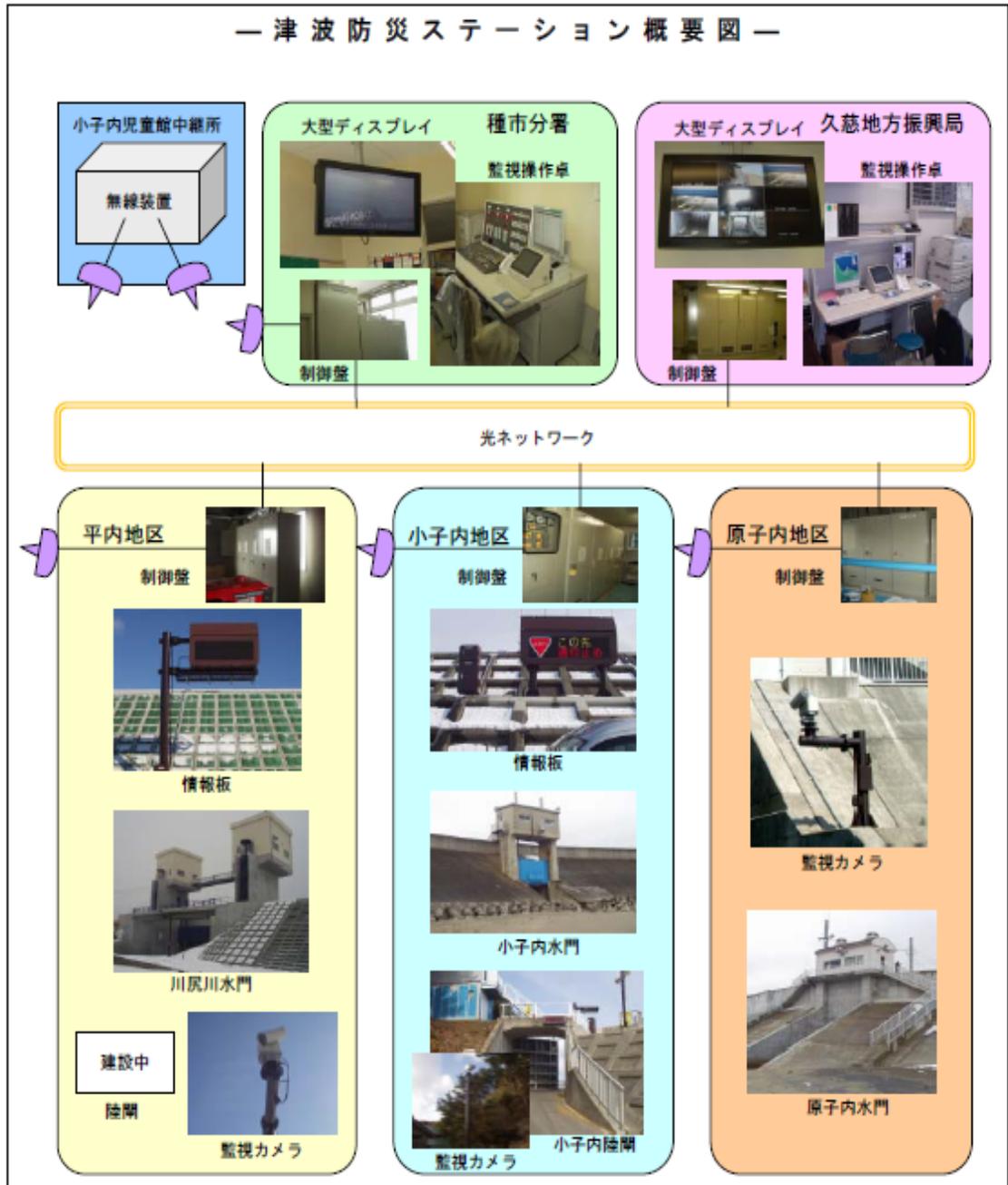


図9 津波防災ステーションの概要

3. 効果

- ① 以下のような点について、地域住民の認識が高まった。
 - ア 道路狭隘、土地の高低差
 - イ 防災無線の放送が聞き取れない難聴地域
 - ウ 水門等の閉鎖作業の現状
 - エ 避難階段、避難路の通行上の支障
 - オ 避難場所への誘導標識等の状況
 - カ 夜間や降雪時の避難への配慮
 - キ 観光客や災害時要援護者等への配慮
- ② 地区ごとに住民が主体的に防災マップ作成に携わることで、地域住民が理解しやすく実効性のある避難計画を作成することができた。
- ③ 緊急時に消防団が担当する水門閉鎖について「一部一門制」としたことにより、以下のよう
に消防団員の活動上の効率性及び安全性が高まった。
 - ア 少人数の団員でも対応が可能である。
 - イ 海岸から早期撤退ができる。
 - ウ 水門閉鎖に関わらない団員は、発災後直ぐに避難誘導等に従事することができる。
 - エ 消防団員が避難するための時間を確保できる。
 - オ 生命の危機が迫る中での活動における団員の気力及び体力の消耗を軽減することができる。
- ④ 避難場所表示板、避難場所誘導標識、避難階段等の整備及び住民自ら避難する意識が高ま
ったことにより、災害時における消防団員や防災関係者等の避難誘導に関わる時間が短縮さ
れ、交通整理や救助活動など他の業務に専念することができるようになった。
- ⑤ ③及び④により、結果的に消防団活動に関わる時間が短縮された。つまり、これまで複数の
水門等を閉鎖するため長時間海岸に対し平行に移動していたもの（平行的行動）を、一カ所
の水門等の閉鎖を行った後、速やかに避難誘導等を行いながら、津波が到達する前に自らも
安全な場所へ移動すること（垂直的行動）が可能となった（図 10）。

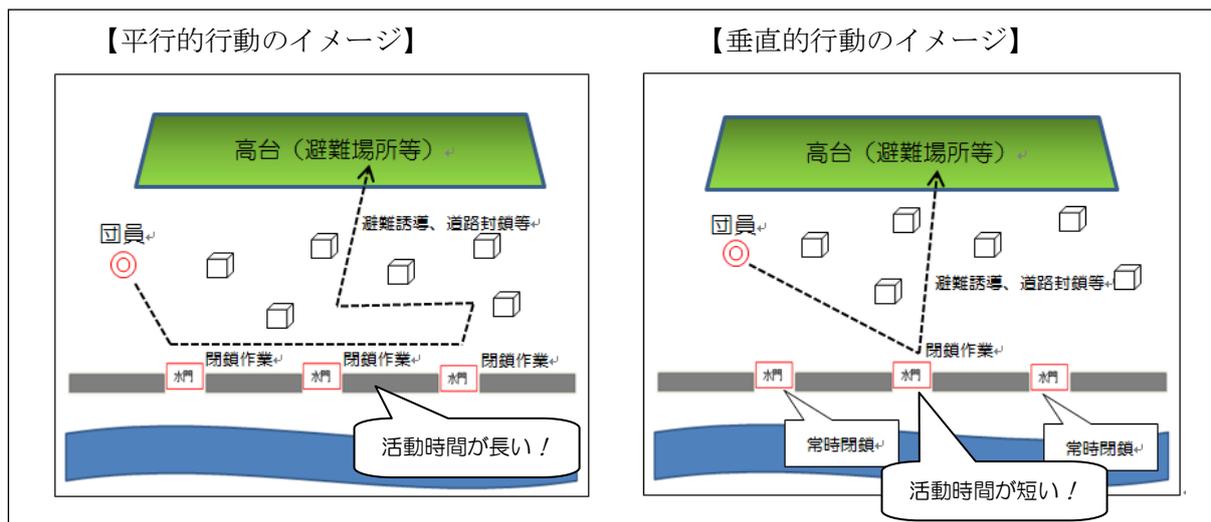


図 10 消防活動のイメージ

4. その他

- ① 洋野町は、明治・昭和の三陸大津波等によって度々大きな犠牲者を出しており、これまで八木地区を除き、防波堤を整備してきている。東日本大震災の際にも川尻地区では10mの津波に対し12mの防波堤が波の進入を防ぎ、被害を免れた（同地区の防波堤は平成22年秋の竣工）。
- ② 八木地区は過去の津波によって度々大きな人的・物的被害を出しているが、地権者の関係から、町内で唯一、約1.5kmにわたって防波堤が存在しない。このため、ソフト面での対策強化として、平成20年に八木北地区、翌21年に八木南地区に自主防災組織を結成するとともに、町、種市分署及び消防団等における意見交換を密にし、住民の防災意識の向上に努めている。
- ③ 町長は、地域防災活動の中核に消防団を位置付け、役場職員には率先して消防団員になることを勧めている。
- ④ 東日本大震災で最も被害の大きかった第3分団では、幼年消防隊（小学生3年～6年）－少年消防隊（中学生）－消防団一分団OB会－消防後援会と、あらゆる年齢層を網羅した組織が形成されている。

5. 所見

- ① 消防団、住民及び町等が一体となって、地域の情勢を踏まえた防災対策の構築に取り組んだ結果、消防団員と地域の安全の両立を可能とすることができた。
- ② 防災マップの作成に住民が主体的に取り組んだ結果、住民の防災意識が高まり、より実効的な対策を作ることができた。



図 11 岩手県九戸郡洋野町

<現地調査報告 3> 静岡県浜松市の取り組み

1. 経緯

浜松市では、東海地震対策を緊急に進めていく必要があることや、東日本大震災では、死者・行方不明が約2万人に上る甚大な被害が発生したことを踏まえ「浜松市消防局の検討委員会」及び「浜松市消防団本部会議」を開催して、大規模災害時における消防局並びに消防団活動のあり方等について更に対策を検討することとした。

浜松市消防局及び消防団の検討概要

会議	時期	検討内容（議事次第から抜粋）
浜松市消防局の検討委員会	平成23年8月28日	・津波対策の方向性について
浜松市消防団本部会議	平成23年10月6日	・警備本部の指令の徹底について
	平成24年2月28日 (予定)	・第2次活動拠点の調査 ・燃料の備蓄について ・活動資機材等の整備

2. 具体的な取り組み

(1) 想定津波浸水区域外に「第2次活動拠点」を事前選定

浜松市では、東海地震発生時には太平洋沿岸部に高さ約2～4mの津波が押し寄せることが危惧されており、沿岸部から約2kmの区域を津波浸水区域と想定し、当該区域内においては消防団の活動拠点（詰所等）は津波による被害を受け使用不可能となることが予想される。東日本大震災では254名の消防団員が犠牲となり、さらに412箇所の活動拠点や257台に及ぶ車両等が被害を受けた教訓を踏まえ、浜松市消防団においても、東海地震発生時における消防団員の安全確保と、地震発生後の消防団の活動拠点の確保が課題となった。

平常時の消防団活動における活動拠点（消防団車庫等）を第1次活動拠点（図1）と位置付け、今後、緊急時における活動拠点を「第2次活動拠点」（図2）として高台や津波の危険区域外（図3）へ事前に選定することとしている。

想定される東海地震発生時における消防団の活動拠点等を見直すことで、消防団員の安全確保と東海地震発生時の災害対応能力の更なる向上を図ることとしている。



図1 第1次活動拠点（消防団詰所）



図2 第2次活動拠点（高台に位置）

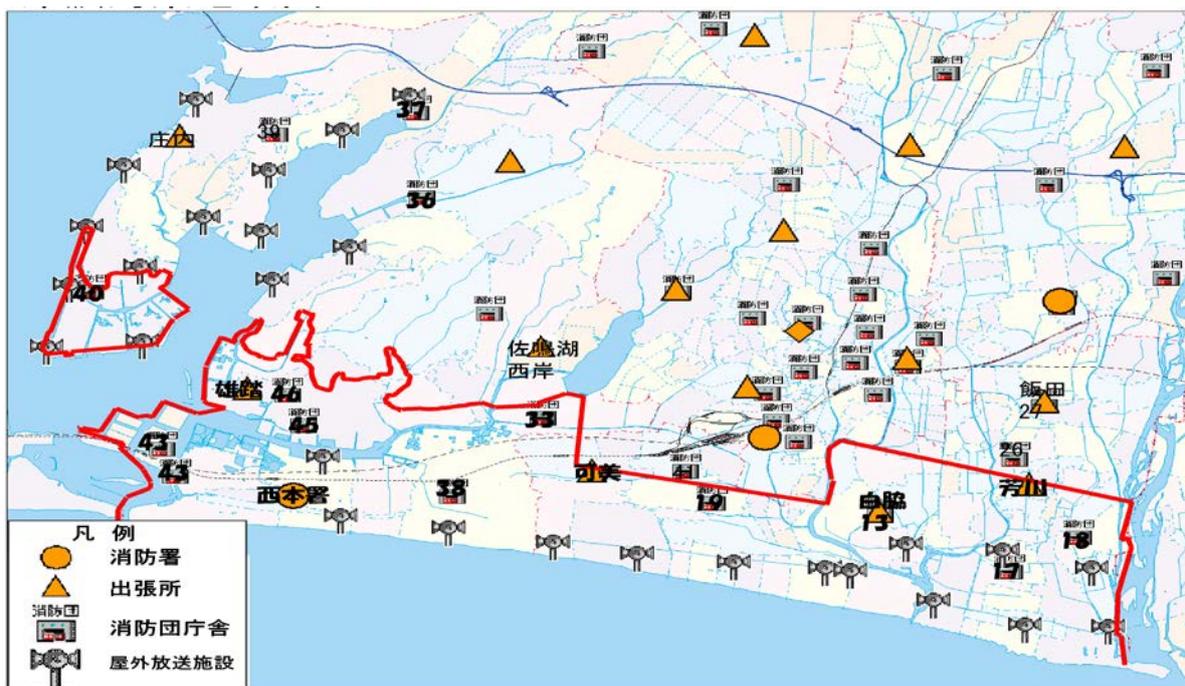


図3 津波対策区域図

(2) 警備本部等からの指令に基づく消防団活動の徹底

浜松市では、浜松市消防団本部会議の検討結果を踏まえ大規模災害時の消防団活動について「団員の安全確保」をモットーに、警備本部等からの指令に基づく活動の徹底を図ることにより、消防団員の生命身体の安全と災害対応能力の向上を図ることとした。

警備本部等からの指令に基づく活動を徹底させることにより、正確な情報伝達と活動内容の管理が可能となった。今後、更に警備本部等からの指令に基づく活動を徹底させることにより、消防団員の安全確保と災害対応能力の向上を図っている。

例えば、平成23年8月17日浜松市天竜区渡ヶ島において発生した天竜川遊覧船転覆事故では、浜松市消防局が消防ヘリを含む延べ68隊372名で活動した(図4、5)。当該事故は、天竜川の遊覧船3艘に計70名(船頭含む。)が乗船していたところ、そのうちの1艘(乗船人員23名)が転覆し、死者5名、負傷者5名の被害を生じたものである。

浜松市消防団は、警備本部等からの指令に基づき、浜松市消防局等の後方支援を任務とした。これは現場が天竜川右岸の急峻な崖沿いの活動困難な場所であり、専用装備を持たない消防団員の安全確保について警備本部が配慮したためである。



図4 天竜川転覆事故の活動①



図5 天竜川転覆事故の活動②

(3) 大規模災害時のための燃料貯蔵施設の設置

想定される東海地震対策として、また、東日本大震災ではガソリン等の燃料が不足し消防活動に支障が出た教訓を踏まえ、浜松市中区の浜松市消防局中消防署鴨江出張所に2万Lの燃料貯蔵施設(図6)を整備した。これにより、浜松市消防団を含む3日間の消防活動に必要な燃料が確保されるほか、平常時においても消防車両の給油に活用し経費節減の効果があった。更に、浜松市西区、北区にも2万Lの燃料貯蔵施設の整備計画があり、平成26年までの使用開始を目指している。



図6 燃料貯蔵施設

3. 効果

- ① 第1次活動拠点の他に、緊急時における「第2次活動拠点」を高台や津波の危険区域外へ事前に選定しておくことにより、想定される東海地震発生時における消防団員の安全確保が期待される。
- ② 警備本部等からの指令に基づく活動を徹底させることにより、正確な情報と活動内容の管理が可能となり、消防団員の生命身体の安全と災害対応能力の向上につながっている。
- ③ 大規模災害時のための燃料を備蓄することで、災害時の燃料不足の心配をせずに災害応急対策に専念することができる。

4. 所見

浜松市では、東日本大震災において主に津波により死者・行方不明が約2万人に上る甚大な被害が発生したことを踏まえ、想定される東海地震に対応できる消防団づくりが進められている。引き続き、①第2次活動拠点の選定と移動経路の確認、車両、装備の移動基準の検討、②災害対策本部の指令通信のための装備の配備、③燃料(給油施設)、食料、拠点施設の確保等の課題を検討していくこととされている。

<現地調査報告 4 > 三重県紀北町の取り組み

1. 経緯

北牟婁郡（きたむろぐん）紀北町は、平成 16 年 9 月に襲来した台風により、沿岸部の一部が 2m 以上水没してしまったという経験を持ち、これ以降、地域住民において特に津波に対する防災意識は高くなり、住民自ら防災対策に関わることが多くなった。

また、町には観光や海水浴の来客も多いことから、土地に不慣れな人でも安全に避難できるよう、海拔表示や避難場所への誘導表示の設置などにも力を入れてきている。

2. 具体的な取り組み

(1) 地区の住民が協力し、津波被害の軽減に努力

引本（ひきもと）地区では、陸閘閉鎖の利害関係者が協議し、陸閘を自治会（付近住民）が毎日夜閉め、朝開けることとしている。閉鎖は押しボタン式で、非常電源も設置（図 1、図 2）。災害時の閉鎖も、同様に自治会が担当している。



図 1 住民が閉鎖する陸閘



図 2 住民が閉鎖する陸閘

相賀（あいが）地区は、平成 16 年 9 月に襲来した台風により、付近一体が 2m 以上水没してしまった。その後、各種対策をとってきたが、この地区に町としての避難場所はなかった。地区住民は東日本大震災発生後に緊急集会を開き、自分たちの避難路は自分たちで造ろうということになった。その結果、自治会長、土建業を営む自治会員及び住民が総力を挙げて裏山に道を造り、海拔 20m 以上の場所に避難場所を設けるに至った（図 3、図 4）。

その後、町が補正予算を組み、この道は舗装されることとなった。



図 3 地域住民が造った避難路



図 4 地域住民が造った津波避難場所

(2) 町独自の様々な取り組み

町では、津波発生時の避難について「より早く、より高く」をモットーに、住民が町のどこにいても10分以内で逃げられるように避難場所を確保することとしている。10分とは、逃げるのに5分、曲がったり登ったりするための余裕5分をみているもの。目安として半径500m以内に避難場所を設け、そこに至る通路は幅2m以上、避難場所は海拔20m以上の高さに設けるものとしている。

町内は観光客も多いことから、町の至るところ（500カ所以上）に、「海拔シール」（図5）を設け、初めて町を訪れた人でも容易に避難できるようにしている。この海拔シールは、東日本大震災後、町が緊急雇用事業として3名（うち1名は測量士）の作業員を雇い、作成・設置したものである。

また、海沿いの住民が速やかに逃げる避難場所がなかった地区には、平成15年、町が避難タワー（避難者収容フロアの高さは地上約4m。フロアには食料も備蓄している。施工費用は約2,000万円）を建設した（図6）。東日本大震災を踏まえ、さらに高い位置に避難することが必要となるため、今後、新たにその裏山上に通じる階段を築造することを現在検討している。



図5 海拔シール



図6 避難タワー

海岸沿いの道路からは、垂直方向に裏山の避難路へ通じる津波避難路を設けている（図7、図8）。この避難路は数十メートルごとに設けられており、速やかな避難に有効であると思われる。



図7 海岸沿い道路からの
避難路入り口



図8 海岸沿い道路からの
避難路入り口



図9 裏山の避難場所へ通じる避難路



図10 裏山の避難場所へ通じる避難路

東日本大震災を踏まえ、町内の公的な建物については、津波発生時に屋上を避難場所として利用できるよう、屋上に出られるようにし、出た際に避難者が安全に待機できるよう手すりを設けるようにしている。

町の地図に避難場所等を書き込んだ A3 版のマップを作成し、ウェブ上で公開する予定（現在、業者入札中）。各家庭は、家族で話し合ったり実際に歩いてもらい、パソコン上で各自の避難経路や注意点などを書き込み、各家庭で有効活用してもらうことを想定している。

3. 効果

- ① 陸門の閉鎖を自治会（付近住民）が担当している地区では、毎日の開閉により、扉の維持管理や付近の清掃状態がよく、付近住民の津波に対する防災意識が一層高まった。また、消防団員の陸門閉鎖に関わる労力、時間の短縮により、避難誘導等の活動に時間をかけることができるものと思われる。
- ② 避難時間を具体的に 10 分と想定し、住民に働きかけることで、避難場所や避難経路の設定がスムーズになった。また、海拔表示などに対する住民の意識も高まった。
- ③ 町が用意する防災マップに、住民自らが歩き、避難経路や注意点を書き込むことにより、避難に対する意識向上と、より実効的な防災マップの作成が可能となる。

4. 所見

- ① 消防団、住民、自主防災組織等に、常備消防及び町などが協力し、水門等の管理や避難場所・避難路等の設置を行った結果、地域全体の防災意識が向上した。
- ② 住民自ら率先して避難する意識が高まることにより、災害時に迅速かつ自主的に避難することが可能となった。
- ③ これにより、消防団員や防災関係者等の避難誘導に関わる時間が短縮され、交通整理や救助活動など他の業務に対応することができる。



図 12 三重県北牟婁郡紀北町

<現地調査報告5>高知県須崎市の取り組み

1. 地勢的特徴等

特徴：須崎市は、高知県の太平洋沿岸のほぼ中央に位置し、北緯33度24分、東経133度17分にあり、県下的にも有数の長い海岸線を有し、その海岸線は、沈降海岸の特色を示すリアス式海岸となっている。(添付図)

人口：24,848人

主な産業：第一次産業（漁業、養殖業、野菜施設園芸）

第二次産業（セメント業、太陽光発電）

消防団員数：217人（平成23年4月1日現在）

2. 東日本大震災における消防団の活動

<14:49 津波注意報発令、15:30 津波警報発令、22:53 大津波警報発令>

<17:20 第1波観測、20:59 最大波(3.2m観測)>

(1) 活動人数

154人

(2) 活動内容

① 水門・陸閘閉鎖作業

市全体で約200箇所（常時閉鎖含む）、そのうち90箇所を常備消防と協力して閉鎖（作業時間概ね30分）

<閉鎖前>



<閉鎖後>



② 避難誘導活動

海岸に近い沿岸地区（1,000人程度）の住民を高台・津波避難施設まで避難誘導（活動時間概ね60分）

③ その他

16:35 常備消防が高台公園から海面監視を開始

3. 東日本大震災から得た課題（消防団を含む市全体の課題）

(1) 想定を超える震災時の緊急避難場所の安全基準など、地域防災計画の見直しが急務となった。

(2) 津波からの避難方法や消防機関等の避難誘導體制のあり方など、新たな津波避難計画と行動マニュアルの課題が浮かび上がった。

(3) 災害時要援護者の避難支援・避難誘導等の再構築が求められた。

4. 対応

(1) 南海地震津波対策検討会の設置

平成23年4月、本部長（副市長）及び本部員（災害対策本部の各部長及び副部長、消防署長及び副署長、消防団長及び副団長）からなる南海地震津波対策検討会を設置。避難場所、避難方法・誘導など、生命にかかわる課題について議論。同年10月に市長に対して市地域防災計画に係る津波防災対策の方向性を報告として答申。

(2) 検討会における来年度以降の協議事項

2次避難所（仮設住宅ができるまでの避難所）や福祉避難所（施設入所者等の看護が必要な方々の避難所）の設定・設置についても検討予定。さらに、瓦礫や遺体安置場所等の問題についても検討していく予定。

(3) 津波避難計画の見直し

検討会の答申を受け、市の津波対策を根本的に見直し。市内の小中学校区や旧町村を基準に8地区に分けそれぞれの地区で津波避難計画を策定することとした。

現在までに、緊急避難場所の見直し、要援護者避難訓練、市民一斉避難訓練を実施し、今後は地区別の津波避難計画を策定することとしている。

また、災害時要援護者等の車両での避難のルールづくりについても検討していくこととしている。

① 緊急避難場所の見直し

津波避難計画における緊急避難場所の記述をこれまでの「高台等及び避難対象地域に立地する鉄筋3階以上の建物」から「標高（海拔）20m以上の高台等又は標高（海拔）+地上高が20m以上の5階以上（4階は屋上）の鉄筋コンクリートの建物で新耐震基準に適合しているもの」に見直し、緊急避難場所を指定し直した。

② 要援護者避難訓練

ア 日 時 平成23年9月4日（日）

イ 参加者 91名

うち関係者73名（市・社会福祉協議会・消防署・消防団・警察署・
県職員・民生委員・自主防災組織）

ウ 訓練の目的

避難者と避難支援者や保護者、地域の方や防災関係者が一体となって訓練することにより、避難援助の諸課題・問題点等を検証することを目的としている。

エ 訓練の内容

災害時要援護者及び保育園を対象とし、在宅介護者については、自宅から玄関までは自助（自分と家族等）、玄関から高台登り口までは共助（自主防災組織等）、高台登り口から高台避難場所までを消防団等で行なうことを検証した。

家→屋外（玄関）→高台登り口（要援護者避難目標地点）→高台等（緊急避難場所）

オ 訓練の成果

- 自宅から緊急避難場所までの避難時間を把握できた。
- 家の中から玄関を出るまでの時間や地域コミュニティが希薄という課題が浮き彫りになった。
- 高齢者は、日頃から足腰を鍛えておくことが重要と認識した様子であった。



③ 市民一斉避難訓練

ア 日 時 平成23年12月18日(日)

イ 参加者 2,239名

うち関係者261名(県、市、消防署、消防団、警察)

ウ 訓練の目的

- 見直した避難場所の適正状況についての検証を実施。
- 9月の要援護者避難訓練で課題となった地域コミュニティの希薄化対策
※町別に細分化した避難場所へ近隣住民と一緒に避難することで、どのような住民(要援護者)が居住しているか理解する。
- 避難誘導者の安全確保と誘導場所の確認

エ 訓練の内容

全市民を対象に各地区の避難場所・経路の確認と避難情報の受信方法、避難時間等を検証した。

オ 訓練の成果

- 自宅や職場等から緊急避難場所までの所要時間を把握できた。
- 緊急避難場所まで最短距離の避難道整備という課題が浮き彫りになった。
- 訓練後に各地区の自主防災会で独自の学習会等が実施された。



(3) 消防団の活動マニュアルの見直し

2度の訓練の結果を踏まえながら、消防団員の避難体制及び避難誘導、水門・陸こう閉鎖指示のあり方等を再考し、南海地震・遠地地震による津波対応の2種類の行動マニュアルを作成する予定。

(4) 地域防災計画見直し

検討会の答申や避難訓練の検証を受け、津波襲来時の緊急避難場所の基準について、また、災害時要援護者の避難対策で避難目標地点を定めることや車両避難・福祉避難所を検討する旨の記述が追加した。

5. 所見

- 実際の訓練に基づいて検証のうえで、災害時要援護者にも一定程度自力で避難（家の外まで）してもらうことを地域防災計画に定めている。
- 東日本大震災では津波到達までの短時間の中で避難誘導活動に多くの時間を費やしているが、この問題の解決について、具体的な課題を設定しながら避難訓練において検証している。
- 閉鎖すべき陸閘の数が多く、負担が大きいため、消防団の活動内容全体についての見直しが必要である。
- 高知県が進めている陸閘の常時閉鎖の取り組みについては、漁業関係者との協議が難航しているが、継続的な協議を実施している。
- 常備消防も水門、陸閘の閉鎖作業に携わっており、大規模災害時には、他の活動に影響がでる可能性がある。
- また、他の活動を優先して常備消防が活動できない場合には、消防団への負担が更に増す可能性がある。